

適正な商慣行、料金運用に向けた取り組み宣言

株式会社ハローGは、お客様の信頼にお応えし、地域の皆様から親しまれ、選ばれる企業を目指してまいりました。

今回の適正な商慣行、料金運用の確保に向けた制度改正議論の趣旨を踏まえ、今後も引き続き液化石油ガス法をはじめとする関係法令等を遵守した事業運営に努めてまいります。

■適正な商慣行、料金運用に向けた取り組み

- ・ 正常な商慣習を超える利益供与や、お客様の事業者選択を制限する契約の締結は行いません。
- ・ 賃貸住宅向けの設備費用はお客様がお支払いいただくガス料金には計上しません。
なお、賃貸住宅以外のお客様について、ガス消費にかかる設備費用を計上する際は、3部制の料金体系とし、ガス料金とは切り離して表示します。
- ・ 不動産会社さま、不動産管理会社さま等と連携し、ガス使用を希望されるお客様に、事前に料金を提示するよう努めます。

令和6年4月1日